

記

協定書

大正十五年十月十九日より待遇改善賃銀値上の要求により今日迄継ぎ中の慶大正十五年十一月十九日左の條件を以て解決候也

一、勞働時間は九時間制度とし大正十五年十一月二十日より實施す

イ、始業午前八時

ロ、終業午後五時

ハ、休憩時間一時間

二、勞働賃銀は左の通り値上、大正十五年十一月二十日より實施す

A 並 鈺部

綾 八厘 へり返 八厘

名金 一錢一厘五毛 マトメ 四錢八厘

真金 六厘五毛 磨 四錢三厘

B 鬼 鈺部

綾 七厘七毛、 へり返 七厘七毛、

名金 一錢一厘一毛 マトメ 五錢一厘

真金 六厘五毛 磨 四錢六厘

三、新に着手する仕事の工賃は仕事着手前に賃銀を定める事

四、請負者にして常備賃銀の定めなき者に對しては三圓を基準として定めること

五、夜業残業は即時撤廃す